

プロレタリア

発行所・新世界通信 発行人・小川春夫
東京都足立区梅島2-38-11-303
TEL 03(3849)4953 FAX 03(3849)4938
郵便振替 00160-4-174947
E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp
URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

東アジア新秩序の逆流＝安倍倒せ！

10月4日臨時国会が開会した。安倍首相はその所信表明演説で、憲法審査会での改憲論議を改めて呼びかけ、また国会野党は、おもに消費増税後の内政問題で安倍政権を追及し、総選挙に備えようとしている。しかし本来、国会の最大課題が、安倍政権の韓国敵視政策を是正することにあることは明らかである。安倍は所信表明演説でも、「国と国の約束を守れ」と繰り返すのみで、日韓関係打開の何の解決策も示さなかった。問われているのは、経済報復の撤回、植民地支配被害者個人の権利回復、朝鮮強制併合の謝罪・反省に基づく日韓条約・請求権協定の見直しである。これらが朝鮮半島の統一に寄与し、また改憲阻止、辺野古新基地阻止に連動していく。

諸野党が安倍政権をそのように攻めきれないのは、かれらの政治的本質を露呈させるものでもあるが、日韓民衆連帯を求める世論・運動が弱いことへの反映でもある。反戦美などの10・25、総がかり実の11・3の成功から始めよう！(編集部)

即位式は憲法違反

10・22天皇即位式反対デモへ (東京・新橋)

10月22日に、新天皇徳仁(なるひと)の即位を国内外に宣言するとされる「即位礼正殿の儀」が、「国事行為である国の儀式」として強行されようとしている。

うから、3時前までにニュー新橋ビルの駅寄り集まっていればよい。今年5月1日代替わり時の「朝見の儀」に抗議するデモは、主催のおおわねつと発表で500人以上であった。22日も同程度以上の結集を表現して、日本における君主制廃止要求の持続・発展を内外に示すべきである。安倍政権は9月18日に即位式の細目を確認し、

近く閣議決定を行なう。近藤内閣法制局長官が、「即位礼正殿の儀はもとより宗教上の儀式的性格を有するものではない」とするのにはデタラメ。皇室神道での神権のしるし・剣と玉が使用されるのは、政教分離原則違反である。また、「歴史上、伝統的皇位継承儀式で用いられた、皇位と結びついた古式ゆかしい調度品として

伝承されてきた高御座から天皇陛下がおことばを述べるとは、憲法との関係において問題ない」とするのデタラメ。現在の即位儀式は、大正天皇即位前にして創作された近代の産物である。長らく唐制・陰陽道であった儀式を、明治天皇即位の時に、王政復古の歴史に認識の少ない日韓連帯運動関係者には、認識を新たにす講演と

い、続いてメイン発言を3氏、日朝外交正常化連絡会顧問の和田春樹さん、朝鮮大学校教員のリ・ビョンフイさん、韓国ゲストのカン・ヘジョンさん(アジアの平和と歴史教育連帯国際協力委員長、正義記憶連帯運営委員)の各氏が行った。

リ・ビョンフイさんからは、「朝鮮民主主義人民共和国から見た朝鮮半島情勢」との演題で、解放後の歴史を朝鮮側から追っていく、現在の朝米関係にいたるまでの細かい説明がなされた。朝鮮の歴史に認識の少ない日韓連帯運動関係者には、認識を新たにす講演と

言えた。リさんはまた現在の東アジア情勢では、日本の進路と立ち位置の重要性を強調した。休憩後、尾澤邦子さん制作による「8・14・15ソウル行動の記録」が上映された。

このあと韓国ゲストのカン・ヘジョンさんから、「日韓関係の現状から考える朝鮮半島の平和と日本」との演題での講演が行なわれた。その内容は、日韓の民衆次元からの視点を基本とするもので、とりわけ韓国国民衆にとっては、「キヤンドル革命」をふまえた上でのNO!安倍運動となっていくこと、また元「徴用工」問題にして1965年の日韓条約の歴史的な限界にして、今後の東アジアの平和という観点に立つたうえで、それら課題を解決

する日韓民衆の役割を強調するものであった。カンさんのお話には、流暢な日本語に聴衆が助けられたばかりではなく、日韓民衆の連帯へ具体的な指針を示す素晴らしい講演であった。

このあと、「朝鮮半島における平和への流れを確かなものにしよう」、「安倍政権は朝鮮半島の平和への動きを妨害するな」を主旨とする決議案が朗読され、会場の圧倒的な拍手で採択された。最後に、閉会あいさつを、3・1独立運動百周年キヤンペーンの渡辺健樹さんが行ない、10月「19の日」行動、全国的な取り組みとなる11・3国会前行動の闘いが提起されて終了した。(東京K.U通信員)

日朝平壤宣言17周年9・30講演討論会

日韓条約体制は崩壊へ

9月30日、東京・文京シビックセンターの会議室で、「日朝平壤宣言17周年9・30講演討論会」を開催し、日韓条約体制の崩壊をめぐって、日朝関係の歴史を振り返り、今後の東アジアの平和を展望する。この日は、約60人が参加した。これは、日韓民衆連帯委員会の「日韓連帯講座2019年秋」として設定され、今回は「戦争法廃止・安倍たおせ!」反戦実行委との共催として行なわれた。

まず、司会の尾澤邦子さん(日韓連帯委員会)が挨拶。安倍政権が、徴用工判決に対し経済報復を強行する中、韓国が8月23

日、日韓GSO MIA(軍事情報包括保護協定)の終了を日本に通告した。「この問題の背景にあるものは、崩壊過程に入った東アジアの戦後体制、戦後体制の崩壊、戦後体制の崩壊です。安倍は何としても南北分断体制を維持し、日韓条約体制を維持しようとしています。」「戦後最悪の日韓関係の本質は何か、どうしたら解決していくことができるのか、その方向性を探る」との集会の趣旨が説明された。

続いて、林哲さん(リム・チヨル、津田塾大名誉教授)が、「戦後東アジア分断体制の終わりの始まりー歴史認識を手掛かりに」との演題で講演。リムさんは、朝鮮戦争避難民の在日一世である。お話しは、氏が日本に来ることになった朝鮮半島分断と朝鮮戦争から始まり、近年の南北関係・朝米関係の進展まで一望しつ、現在の日本が、「真の対話・交流・協力の道か、米に追随して東アジアの分断体制に立つた覇権秩序を追求するかの、という転換点」にあると指摘した。そして、「日本は徴用工の被害について韓日請求権協定で解決済みという立場の再検討を含めて対話・交渉に臨むべきであり、世界史の流れに目

をむければ自らの国際社会での敗北は避けられない」と結論するものであった。討論の後、反戦美の松平直彦さんが、「韓国・沖縄民衆と連帯し、安倍を倒そう!10・25新宿デモ」を案内して、尾澤邦子さん(ノレの会)が、「朝鮮学校支援10・8ノレペ・ウリナラ東京公演」を案内して、集会を終った。(東京A通信員)

最初尾澤さん(日韓民衆連帯委員会)から、8月27・30日の韓国訪問報告をメインに、当面課題などが提起された。今回の訪韓では、韓国G M民推委・韓国G M非正規労働者、双龍自動車支部などとの交流が行なわれている。尾澤さんは、「65年日韓条約体制の崩壊」がすすむ中、日本側の歴史認識を正し、国益論に陥る

朝鮮半島統一を妨害するな

朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を!9・17集会

9月17日の夜、東京・文京区民センターで、「朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を!日朝外交正常化交渉の再開を!9・17集会」が、380名の参加で開催された。主催は、戦争させない・9条を守ろう!総がかり行動実行委など。

中、孤立する安倍政権に、その対韓・朝鮮政策の全面的な変更を促し、平和への市民的希求を高めようとの集会であった。

最初に、主催者あいさつを総がかり行動実行委の福山真劫さんが行な

行委と3・1朝鮮独立運動100周年キヤンペーの呼びかけによる、「朝鮮半島と日本に非核・平和の確立を!」市民連帯行動実行委員会。

これは、日朝ピョンヤン宣言から17年目を迎える、激動する東アジアの

つ、国際連帯の力で安倍政権を打倒しようとする。国会諸野党が対韓政策では、安倍政権に同調あるいは黙認している状況があり、この現状下、反戦美や総がかり実など大衆運動の役割が重要になっている。

この大衆運動は、日韓条約(および日韓請求権協定)の体制自体を変えなければならぬとする勢力と、日韓条約を前提として解決策をさぐるようとする勢力との二傾向に大別される。論争もあつてしかるべきである。しかし、個人請求権の解決や対韓ヘイト反対など当面課題では、この二傾向の一致点も大きく、大きな共同行動が努力されるべきものとおもわれる。(東京W通信員)

11・3憲法集会in国会正門前

11月3日(日)午後2時30分 国会議事堂正門前
主催 戦争させない・9条を守ろう!総がかり行動実行委など

10・27反戦・反貧困・反差別共同行動in京都

10月27日(日)午後2時 京都・丸山音楽堂
講演・菅孝行さん、知花昌一さん 主催・実行委員会

10・25新宿デモ

10月25日(金)午後6時半 新宿アルタ前(7時デモ出発)
呼びかけ AWC日本・沖縄文化講座・労活評・日韓民衆連帯委・反戦美

安倍改憲発議阻止! 辺野古新基地建設やめろ! 東北アジアに平和と友好を!

11月3日(日)午後2時30分 国会議事堂正門前
主催 戦争させない・9条を守ろう!総がかり行動実行委など

9・8関西新空港反対！泉州現地集会 開港以来の汚水放流が発覚

9月8日、関西新空港反対！泉州現地集会が、泉南市岡田浦にて約50人の参加で行なわれた。主催は、泉州沖に空港をつくらせない住民連絡会。

今集会では、開港以来25年も隠蔽されて続けてきた汚水処理の問題が、大きく追及された。大阪国際空港(伊丹)の騒音問題を解決するため、「公害問題のない」として、環境問題を大前提に作られた関西新空港であるが、空港内で使用された水を、水処理経路を経ずに、違法に大阪湾に放流していたことが今年明らかになった。

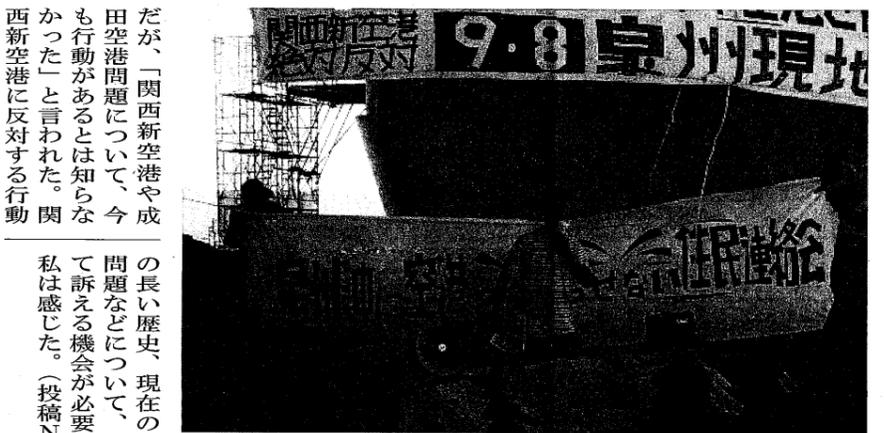
同集会のシュプレヒコール「海を汚すな！」を、徹底的に訴えなければならぬだろう。また、気候変動に対しての具体的な対策として

世界的に注目されている「航空機から代替手段への運動も、住民連絡会の基調で提案された。1キロ移動した場合、一人当たり航空機は、鉄道利用の5倍近くの二酸化炭素を排出するとい事実も紹介された。

そして、軍事空港はいらない！南西諸島の軍事基地化反対！自衛隊配備を許すな！などのスローガンも確認された。

その後、関西三里塚闘争に連帯する会、東大阪連帯する会、釜ヶ崎日雇労働組合、神戸はてんの会等からの連帯アピールの後、炎天下、樽井駅までのデモが行なわれた。

私事だが、私は数日後、出かけた友人にこの集会に参加した話を知り、辺野古支援を始めた。具体的な活動をしている人



▲「海を汚すな！」約50人が集会・デモ(大阪府泉南市)

だが、「関西新空港や成田空港問題について、今も行動があるとは知らなかった」と言われた。関西新空港に反対する行動の長い歴史、現在の空港問題などについて、改めて訴える機会が必要だと私は感じた。(投稿N)

行動は、「ストップ安倍の暴走・つぶせ改憲」を始め、「辺野古新基地建設・琉球弧の軍事要塞化反対」「安倍は戦争・緊張挑発の朝鮮半島政策をやめろ！韓国への経済報復をやめろ！」「ホルムズ海峡派兵反対！大軍拡を阻止するぞ！」「秘密法も盗聴法も共謀罪もいらぬ！」「即位の礼・大嘗祭・東京五輪戒厳態勢を許さないぞ！」「政府・行政は表現の自由侵害をやめろ！」「日の丸・君が代強制反対！授業料無償化で朝鮮高校排除をやめろ！」「東海第二原発再稼働阻止！」「精神医療を治安の道具にするな！」など各都府県への要求を掲げて、夜の官庁街をデモ行進した。

デモ出発前日比谷公園霞門前の集会では、大軍改と基地強化にNO！

前々号訂正
前々号の8月1日号(598号)の訂正。
①1面の7月参院選評で、「立憲と国民の比例得票率合計は22.8%で、前回の進退と生活の合計22.9%から微減している」と訂正します。

旧民主党系は、結成時の立憲が17年総選挙で比例得票率19.9%と一時的に伸びただけで、全体として停滞を続けている。②3面の日韓関係「徴用工問題の解決へ」の節で、山本清太弁護士論評が、今年の『世界』2月号号となっているのは、1月号の誤り。また「冷静継承」は「冷戦継承」の誤り。

酒田は、最上川の河口に古くから栄えた港町(少なくとも平安時代末期にまで遡る)である。戦国時代末期には、三十六人衆と呼ばれる有力商人が、越前敦賀や若狭小浜を経由し、琵琶湖をつかって京に至るルートを握って台頭した。また、この豪商が軍役を果たす地侍の機能をも発揮した。三十六人衆の台頭で、酒田は堺に準ずる「自由都市」の性格を帯びるようになったと言われている。だが、1622(元和8)年、酒井忠勝が庄内に入部すると、兵商分離がなされ豪商らは身分を失い、酒田は封建都市に傾斜して行く。

幕府は、1670(寛文10)年、河村瑞賢に太平洋側の東廻り航路を整備させ、1672(寛文12)年には西廻り航路を整備させた。西廻り航路は、北国から日本海沿岸を西南方向に下り、下関を経て瀬戸内海を通って大坂に至る。さらには大坂から太平洋を東進して江戸に至る航路である。これにより酒田港はなお一層発展する。西廻り海運の開発により、大坂は従来の瀬戸内海・四国・九州に加えて、北国・奥羽さらには蝦夷地とも結びつき、全国市場が確立される。酒田から積み出される物資は、内陸の最

酒田県・大泉藩の農民の闘いに対する弾圧は、庄内藩旧藩士が担ったとしても、それは維新政府の指示に基づくものであり、ことには変わりはない。(つづく)

本領・大名領・飛地領・寺社領などが複雑に入り組んでいた。またここでは、大藩のように藩政改革を実施しうるような主体的な藩が存在しなかった。したがって、「幕領において代官の指導というかたちで、大庄屋が豪農の利益を代表して郡内市場の統制をはかるために制定した郡中議定(ぎじょう)が、幕領のみならず山形藩・上山藩(かみのやま)および飛地領における実質的な改革の指針としての意味をもつてくる。最初郡中議定は、大飢饉のさなかの天明三年(一七八三)九月につくられ、村山全域における酒造の禁止、穀類・うどん・菓子類の移出禁止、口留番所八ヶ所の設定、最上川の川下ろし荷物の改めを規定したが、このことは村山のような非領國的支配地域において市場の一元化が進行していたことを示しており、享和元年(一八一〇)の村山一揆の参加者の出身地域の広さもこれに照応している。」「山形県の百年」P28」といわれる。

渡辺尚志著『百姓たちの幕末維新』(草思社文庫 2017年)による。と、最初の郡中議定は、1778(安永7)年2月とされる。その後、1783(天明3)年、1836(天保7)年、1842(天保13)年、1860(万延元)年、1866(慶応2)年などで郡中議定は次々と制定されている。

地主と小作人との階級対立が強まるとともに、封建領主の支配地を越えて地主連合と小作人連合との闘いはますます発展するのであった。

戦争法強行成立から4年 改憲布陣の安倍改造内閣打倒 9月「19の日」行動、国会前に3千人

海外で米軍と共に戦争をする集団的自衛権行使の容認、これを柱とする戦争法(安全保障関連一括法)の強行成立からちょうど4年目の9月19日、48回目の「19の日」行動が衆参議員会館前でなわれ、主催者発表で3000人の労働者市民が結集した。主催は、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会、安倍9条改憲NO！全国市民アクション。

安倍首相は、7月参院選挙での改憲勢力3分の

2割にこりず、これに對抗して9月11日、「困難な挑戦だが、必ず成し遂げる」と任期中の改憲を表明し、改憲布陣の第4次安倍再改造内閣を発足させた。

これについて、「19の日」行動主催挨拶の小田川義和さん(憲法共同センター)は、「参院選では改憲を認めない民意が示されたが、安倍政権は、改憲を成し遂げる決意だなどと語っている。改憲反対の世論は50%超。これからは戦争法廃止

止・改憲阻止で闘い抜こう」と訴えた。

国会野党からは立憲民主・佐々木隆博衆議院議員のほか、社民党・福島瑞穂、国民民主・木戸口英司、日本共産党・田村智子、各氏が発言。佐々木さんは、「今日は48回目、何としても戦争法を廃止させる。安倍政権は、愛国心を煽り立てて韓国への差別を続けている。日米交渉では譲りにゆずって、韓国には敵対する。兵器のばく買いより、韓国民民との連帯こそが大事だ」と発言した。

署名活動を実施した。誰の子どもも殺させない！とアピールした。憲法学の清水雅彦・日本体育大学教授は、「自民党改憲案は、人権に公益に反しない限りと枠を

はめている。国家が優先し、人権を抑制して良いと考えている。北海道で、自民党の選挙演説で野次った人を警察が排除した。警察こそ罪を問われるべきだ」と指摘した。

安倍法制違憲訴訟女の会の柚木さんは、「16年8月15日に、女性だけで安倍法制は違憲だと提訴し闘っている。福島瑞穂さんはじめ13人の証人申請をし、12月13日から来年1月にかけて証言する予定だ。また最高裁判事は15人中、女性はたった一人。半分にするよう求めていく」と発言した。

最後に、総がかり実の高田健共同代表が、「この4年間、国会前と全国で闘ってきた。我々は諦めない。第4次安倍政権は、改憲シフトを鮮明にした。市民と野党の共

闘、そして闘争でこの安倍政権を倒す。東アジアの平和のために！」と発言しつつ、以下を行動提起。
・10月4日 臨時国会開会日の緊急行動 正午
・10月19日 「19の日」行動、午後3時・衆参議員会館前
・11月3日 「11・3全国統一行動」、国会正門前(韓国からも参加予定)。

衆参議員会館前。
・10月19日 「19の日」行動、午後3時・衆参議員会館前
・11月3日 「11・3全国統一行動」、国会正門前(韓国からも参加予定)。

安倍政権の悪あがきを許さず、戦争法廃止・改憲阻止の闘いで、安倍を完膚なきまで叩きつぶそう！(東京O通信員)

酒田は、最上川の河口に古くから栄えた港町(少なくとも平安時代末期にまで遡る)である。戦国時代末期には、三十六人衆と呼ばれる有力商人が、越前敦賀や若狭小浜を経由し、琵琶湖をつかって京に至るルートをつかっていた。また、この豪商が軍役を果たす地侍の機能をも発揮した。三十六人衆の台頭で、酒田は堺に準ずる「自由都市」の性格を帯びるようになったと言われている。だが、1622(元和8)年、酒井忠勝が庄内に入部すると、兵商分離がなされ豪商らは身分を失い、酒田は封建都市に傾斜して行く。

幕府は、1670(寛文10)年、河村瑞賢に太平洋側の東廻り航路を整備させ、1672(寛文12)年には西廻り航路を整備させた。西廻り航路は、北国から日本海沿岸を西南方向に下り、下関を経て瀬戸内海を通って大坂に至る。さらには大坂から太平洋を東進して江戸に至る航路である。これにより酒田港はなお一層発展する。西廻り海運の開発により、大坂は従来の瀬戸内海・四国・九州に加えて、北国・奥羽さらには蝦夷地とも結びつき、全国市場が確立される。酒田から積み出される物資は、内陸の最

酒田県・大泉藩の農民の闘いに対する弾圧は、庄内藩旧藩士が担ったとしても、それは維新政府の指示に基づくものであり、ことには変わりはない。(つづく)

本領・大名領・飛地領・寺社領などが複雑に入り組んでいた。またここでは、大藩のように藩政改革を実施しうるような主体的な藩が存在しなかった。したがって、「幕領において代官の指導というかたちで、大庄屋が豪農の利益を代表して郡内市場の統制をはかるために制定した郡中議定(ぎじょう)が、幕領のみならず山形藩・上山藩(かみのやま)および飛地領における実質的な改革の指針としての意味をもつてくる。最初郡中議定は、大飢饉のさなかの天明三年(一七八三)九月につくられ、村山全域における酒造の禁止、穀類・うどん・菓子類の移出禁止、口留番所八ヶ所の設定、最上川の川下ろし荷物の改めを規定したが、このことは村山のような非領國的支配地域において市場の一元化が進行していたことを示しており、享和元年(一八一〇)の村山一揆の参加者の出身地域の広さもこれに照応している。」「山形県の百年」P28」といわれる。

渡辺尚志著『百姓たちの幕末維新』(草思社文庫 2017年)による。と、最初の郡中議定は、1778(安永7)年2月とされる。その後、1783(天明3)年、1836(天保7)年、1842(天保13)年、1860(万延元)年、1866(慶応2)年などで郡中議定は次々と制定されている。

地主と小作人との階級対立が強まるとともに、封建領主の支配地を越えて地主連合と小作人連合との闘いはますます発展するのであった。

酒田は、最上川の河口に古くから栄えた港町(少なくとも平安時代末期にまで遡る)である。戦国時代末期には、三十六人衆と呼ばれる有力商人が、越前敦賀や若狭小浜を経由し、琵琶湖をつかって京に至るルートをつかっていた。また、この豪商が軍役を果たす地侍の機能をも発揮した。三十六人衆の台頭で、酒田は堺に準ずる「自由都市」の性格を帯びるようになったと言われている。だが、1622(元和8)年、酒井忠勝が庄内に入部すると、兵商分離がなされ豪商らは身分を失い、酒田は封建都市に傾斜して行く。

幕府は、1670(寛文10)年、河村瑞賢に太平洋側の東廻り航路を整備させ、1672(寛文12)年には西廻り航路を整備させた。西廻り航路は、北国から日本海沿岸を西南方向に下り、下関を経て瀬戸内海を通って大坂に至る。さらには大坂から太平洋を東進して江戸に至る航路である。これにより酒田港はなお一層発展する。西廻り海運の開発により、大坂は従来の瀬戸内海・四国・九州に加えて、北国・奥羽さらには蝦夷地とも結びつき、全国市場が確立される。酒田から積み出される物資は、内陸の最

東電刑事裁判で超反動の9・19無罪判決

予見可能性すら否定

9月19日、福島原発事故の責任を業務上過失致死傷罪として問う東京地裁・永瀨健一裁判長は、旧経営陣3被告に無罪判決を言い渡した。

また、止めるという意見が保安院や社内からもなかったとしている。そして、3人の結果回避義務について、「当時の社会通念の反映である法令上の規定は、絶対的安全性の確保まで求められていたわけではない」と主張。規制の枠組を超えて刑事責任を負わせることはできないと、無罪を言い渡した。

さらに、2002年に公表された地震予測「長期評価」については、「信頼性や具体性があったと認めるには、合理的な疑いが残る」とし、武藤、武黒両元副社長は長期評価の信頼性が低いと部下から報告を受け、勝俣元会長は津波の認識が低かったとして、3人には「運転を止めなければならぬほどの予見可能性は認められない」と言い切った。

判決は、長期評価の信頼性を疑う理由として、専門家から疑問が示されていた、他の電力会社も全面的には採り入れていない、国もただちに安全対策や運転停止を求めなかったことなどを挙げていた。

この判決は、長期評価の信頼性について、これまでの東電民事訴訟の諸判決が、対策を講じるべきその信頼性を認定していることを全く無視している。長期評価の信頼性を認めたらうと、しかし刑事罰を課すには更なるような要件が必要か、

という論理で無罪判決を出しているのではなく、判決はハナから長期評価を否定しているのである。とくに東海第二原発が、長期評価を採り入れた対策を講じて、一髪で大惨事を免れていることをどう考えているのか、全く無視している。判決は、津波対策をどうも間に合わなかった、事前に運転を止めるしかなかったと決め付けているが、東海第二は対策が間に合ったのである。

また、手続きが遅れた原発停止が命じられるのを恐れ、津波予測を土木学会に丸投げにし、対策を放棄したのは、東電ではなかったのか。判決は、人命の尊重と人々の生活をないがしろにした無責任・超反動判決である、と表明した。

元国会事故調の崎山比早子さんは、「安倍政権になってどんどん酷い国になり、今がどんだ底だ。真実を言い続けることが、この現状を変える。判決は多くの原発事故関連の裁判に影響する。3被告の責任を追及していく」と発言。

3被告の無罪判決を受けて、当日の裁判報告集会は「9・19不当判決緊急抗議集会」に変更され、会場は福島の労働者市民が結集、怒りと抗議の声に包まれた。主催は、福島原発刑事訴訟支援

団。抗議集会は、神田香織さんの主催者挨拶で始まり、「安倍政権に付度し、無罪判決を出した。呆れ果てても諦めない。明るくしつこく闘い続け、必ず勝つ」と闘争宣言を発した。

参加者アピールでは、組織罰を実現する会の藤崎光子さんが、「東京地裁は真実を見ずに、無罪判決を出した。安倍内閣の圧力に屈した判決だ。3人は知らぬ存ぜぬで責任をとらない。107名の死者を出した福知山線脱線事故と同じだ。強制起訴されたJR西日本歴代3社長も、地裁・高裁で無罪だ。必ず東電3被告に有罪判決を勝ちとる」と表明した。

9月30日、検察官役弁護士は断固、控訴した。東京高裁で、有罪判決を勝ちとるまで飽くことのない闘いを貫徹しよう。また、今後予定される抗議集会にも、大結集でこたえよう。

また、止めるという意見が保安院や社内からもなかったとしている。そして、3人の結果回避義務について、「当時の社会通念の反映である法令上の規定は、絶対的安全性の確保まで求められていたわけではない」と主張。規制の枠組を超えて刑事責任を負わせることはできないと、無罪を言い渡した。

さらに、2002年に公表された地震予測「長期評価」については、「信頼性や具体性があったと認めるには、合理的な疑いが残る」とし、武藤、武黒両元副社長は長期評価の信頼性が低いと部下から報告を受け、勝俣元会長は津波の認識が低かったとして、3人には「運転を止めなければならぬほどの予見可能性は認められない」と言い切った。

この判決は、長期評価の信頼性について、これまでの東電民事訴訟の諸判決が、対策を講じるべきその信頼性を認定していることを全く無視している。長期評価の信頼性を認めたらうと、しかし刑事罰を課すには更なるような要件が必要か、

という論理で無罪判決を出しているのではなく、判決はハナから長期評価を否定しているのである。とくに東海第二原発が、長期評価を採り入れた対策を講じて、一髪で大惨事を免れていることをどう考えているのか、全く無視している。判決は、津波対策をどうも間に合わなかった、事前に運転を止めるしかなかったと決め付けているが、東海第二は対策が間に合ったのである。

また、手続きが遅れた原発停止が命じられるのを恐れ、津波予測を土木学会に丸投げにし、対策を放棄したのは、東電ではなかったのか。判決は、人命の尊重と人々の生活をないがしろにした無責任・超反動判決である、と表明した。

元国会事故調の崎山比早子さんは、「安倍政権になってどんどん酷い国になり、今がどんだ底だ。真実を言い続けることが、この現状を変える。判決は多くの原発事故関連の裁判に影響する。3被告の責任を追及していく」と発言。

3被告の無罪判決を受けて、当日の裁判報告集会は「9・19不当判決緊急抗議集会」に変更され、会場は福島の労働者市民が結集、怒りと抗議の声に包まれた。主催は、福島原発刑事訴訟支援

団。抗議集会は、神田香織さんの主催者挨拶で始まり、「安倍政権に付度し、無罪判決を出した。呆れ果てても諦めない。明るくしつこく闘い続け、必ず勝つ」と闘争宣言を発した。

参加者アピールでは、組織罰を実現する会の藤崎光子さんが、「東京地裁は真実を見ずに、無罪判決を出した。安倍内閣の圧力に屈した判決だ。3人は知らぬ存ぜぬで責任をとらない。107名の死者を出した福知山線脱線事故と同じだ。強制起訴されたJR西日本歴代3社長も、地裁・高裁で無罪だ。必ず東電3被告に有罪判決を勝ちとる」と表明した。

9月30日、検察官役弁護士は断固、控訴した。東京高裁で、有罪判決を勝ちとるまで飽くことのない闘いを貫徹しよう。また、今後予定される抗議集会にも、大結集でこたえよう。

この東電刑事裁判の勝利は、他の原発関連裁判にも、脱原発闘争全体の勝利を導く。地域・職場から、控訴審勝利の闘いを全力で担おう。(〇)

野正克さんは、「津波の前の地震動によって、すでに原発は重大な危機に陥っていた。そこに津波が追い討ちをかけた。想定外との主張は、きわめて疑わしい」、「3被告の犠牲者、被害者を無視した態度には、怒りを禁じ

えない。東電には原発を動かす資格がない」と心底からの怒りの発言。集会は最後に、長谷川光志さんのギター伴奏で、「真実は隠せない」を合唱して終了した。(東京W通信員)

怒りの地裁前

19日、午前11時から東京地裁前では、「全世界が注目する判決の日です！」の声と共に数百人の集会が始まった。この数倍の人々が傍聴券を求めて並んだ。多数のマスコミも来て、しだいにこた返して行く。開廷1時15分、緊張が高まる。

1時20分頃、マスコミ速報で「全員無罪」と流れると、「さげすみなさ」「ありえん！」などの叫びで騒然としてくる。そのうち、傍聴していた支援団の人々が、「全員無罪」不当判決のボードを持って、無念の表情で正門へ出てきた。大混雑の中、怒りの発言が続いた。

誰も責任をとらない無責任ニッポン国、この凄まじい惨状が、さらけ出された日であった。

東電刑事裁判の9・19判決を目前にした9月8日、東京・文京区民センターで、「真実は隠せない」有罪判決を求める東電刑事裁判・判決直前大集会」が開催され、300名超が集結した。

東電刑事裁判は、37回にわたる公判をもって結審し、9月19日が判決。それを前に、1週間にわたる判決前キヤラバンが行なわれ、その最終日に直前大集会がもたれた。主催は、福島原発刑事訴訟支援団。

これまで裁判は、津波の予見可能性、結果回避可能性をめぐる争われ、公判で出された新事実によって、事故の真相が解明された。東電は、想定される津波に対して福島第一原発が安全性を有していないことを認識し、対策を進めていた。しかし、中越地震による柏崎刈羽原発停止により収支が悪化し、その上に多額の工事費が掛かるのを避けるた

勢を示した。浪江町から兵庫県に避難した菅野さんは、「原発事故がなかったら、福島で幸せに暮らせた。この苦しみ、悲しみがなぜ裁判官には通じないのか。裁判所の人事を内閣が握っている。この政府を変えて付度判決を覆す」と表明した。

刑事訴訟支援団は、検察官の指定弁護士に控訴を求める署名活動と呼びかけた。

9月30日、検察官役弁護士は断固、控訴した。東京高裁で、有罪判決を勝ちとるまで飽くことのない闘いを貫徹しよう。また、今後予定される抗議集会にも、大結集でこたえよう。

この東電刑事裁判の勝利は、他の原発関連裁判にも、脱原発闘争全体の勝利を導く。地域・職場から、控訴審勝利の闘いを全力で担おう。(〇)

緊急抗議集会

3被告の無罪判決を受けて、当日の裁判報告集会は「9・19不当判決緊急抗議集会」に変更され、会場は福島の労働者市民が結集、怒りと抗議の声に包まれた。主催は、福島原発刑事訴訟支援

団。抗議集会は、神田香織さんの主催者挨拶で始まり、「安倍政権に付度し、無罪判決を出した。呆れ果てても諦めない。明るくしつこく闘い続け、必ず勝つ」と闘争宣言を発した。

参加者アピールでは、組織罰を実現する会の藤崎光子さんが、「東京地裁は真実を見ずに、無罪判決を出した。安倍内閣の圧力に屈した判決だ。3人は知らぬ存ぜぬで責任をとらない。107名の死者を出した福知山線脱線事故と同じだ。強制起訴されたJR西日本歴代3社長も、地裁・高裁で無罪だ。必ず東電3被告に有罪判決を勝ちとる」と表明した。

9月30日、検察官役弁護士は断固、控訴した。東京高裁で、有罪判決を勝ちとるまで飽くことのない闘いを貫徹しよう。また、今後予定される抗議集会にも、大結集でこたえよう。

この東電刑事裁判の勝利は、他の原発関連裁判にも、脱原発闘争全体の勝利を導く。地域・職場から、控訴審勝利の闘いを全力で担おう。(〇)

野正克さんは、「津波の前の地震動によって、すでに原発は重大な危機に陥っていた。そこに津波が追い討ちをかけた。想定外との主張は、きわめて疑わしい」、「3被告の犠牲者、被害者を無視した態度には、怒りを禁じ

えない。東電には原発を動かす資格がない」と心底からの怒りの発言。集会は最後に、長谷川光志さんのギター伴奏で、「真実は隠せない」を合唱して終了した。(東京W通信員)

えない。東電には原発を動かす資格がない」と心底からの怒りの発言。集会は最後に、長谷川光志さんのギター伴奏で、「真実は隠せない」を合唱して終了した。(東京W通信員)

えない。東電には原発を動かす資格がない」と心底からの怒りの発言。集会は最後に、長谷川光志さんのギター伴奏で、「真実は隠せない」を合唱して終了した。(東京W通信員)

えない。東電には原発を動かす資格がない」と心底からの怒りの発言。集会は最後に、長谷川光志さんのギター伴奏で、「真実は隠せない」を合唱して終了した。(東京W通信員)



付度判決だ！(9・19東京地裁前)

「東電の過失責任明らか！」の声多く

9月16日、東京・代々木公園で、「9・16さようなら原発全国集会」が開催され、主催者発表で8000人の労働組合員や市民が参加した。主催は、さようなら原発一千万署名市民の会。

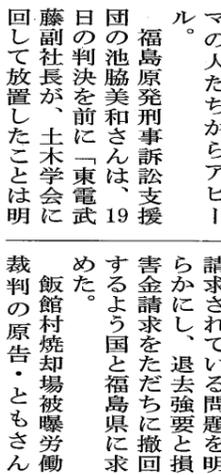
午後1時半からの本集会では、一千万署名呼びかけの一人、落合恵子さんの挨拶の後、フクシマの人たちからアピール。

福島原発刑事訴訟支援団の池脇美和さんは、19日の判決を前に「東電武藤副社長が、土木学会に回して放置したことは明らか。無責任を許さず、付度のない判決を！」と訴えた。

避難の協同センターの熊本美彌子さんは、避難区域外避難者(自主避難者)で東京都内の国家公務員住宅に避難する人々が、今年3月までで退去を求められ、退去できない63世帯に4月以降、家賃2倍の「損害金」が請求されている問題を明らかにし、退去強要と損害金請求をただちに撤回するよう国と福島県に求めた。

飯館村焼却場被曝労働者の原告・ともしん

は、放射能ゴミ焼却施設の仕事を請負う日揮を派遣先として、1年4カ月働いて被曝させられた派遣労働者。ともしんは、「機械操作なので被曝しないと言われて就労したが、機械の修理などで汚染ゴミの灰に触れざるをえない仕事だった。頭から灰をかぶることも。」と語った。



▲「東電の過失責任明らか！」の声多く

明治維新の再検討 民衆の眼からみた幕末・維新期⑬

戦争中から年貢半減など要求

II 幕末・維新期の農民闘争の独自性

(6) 戦中と戦争直後の奥羽越農民の闘争

(ii) 酒田県・大泉県での農民の闘い

戦時中から無年貢・年貢半減の要求

東北での戊辰戦争で、庄内藩(鶴岡藩)の戦闘は目覚ましいものがあつた。だが、戦争が長期化する中で、民衆の負担がますます増大し、戦争中にもかかわらず、農民の闘いが果敢に行なわれる。「慶応四(1868)年七月上旬、庄内藩(庄内藩)占領下の天童領羽生(はにゅう)村(現・東根市)で打ちこわしがおこつた。また、九月以降、庄内藩占領下の新庄領差首鍋(なべ)村(現・新庄)から「無年貢」の嘆願、庄屋不正の訴えが庄内藩に出され、庄内藩はそれらの動きを鎮圧してい

る。「山形県史」第四巻 P.33)と言われる。庄内藩(鶴岡藩)は、1868年9月27日に西軍(新政府軍)に降伏する。それからわずか2か月もたない内に、農民の闘いがまた始まる。「明治元年(一八六八)十一月、最上川以北の荒瀬郷(現、酒田市・平田郷(現、酒田市)および飽海(あくみ)郡平田町・遊佐(ゆさ)郷(現、飽海郡遊佐町)の村々に年貢半減を要求する動きが生じている。このときは、藩が手当米(てあてまい)をだし、村役人たちの説得によつて一揆にまではいたらなかったが、年貢半減とか無年貢の要求は当時、全国的にみられたもので、この少し前の明治元年九月の戊辰戦争の過程で、新庄藩の農民が折から同藩を占領中の鶴岡藩(庄内藩

目次
はじめに
I 労農派・講座派論争の地平を越えて
II 幕末・維新期の農民闘争の独自性
(1) 農民闘争と隔絶する尊王攘夷運動
(2) 権力移行期の攻防と弾圧される草莽隊
(3) 慶喜の「謝罪恭順」と幕府歩兵に走る動揺不満
(4) 権力移行に乗じて続発激化する世直し一揆
(5) 東征軍と旧幕府軍との衝突
(6) 新田官軍と称される草莽隊の敵対
(7) 東征軍による上州一揆への弾圧・処分
(8) 東征軍・下野諸藩と大島軍との衝突
(9) 宇都宮や真岡で野州世直し一揆
(10) 薩長の横暴に抵抗する奥羽諸藩
(11) 戦中と戦争直後の奥羽越農民の闘争
(12) 越後の諸地域での闘い
(以上 587~599頁)

は、2月下旬には農民有志が上京して転封阻止の嘆願運動を開始した。田川・飽海郡百姓総代が提出した嘆願書は、藩主酒井家の治世を讃え、今度の転封は「闇夜に燈火を失った」ような悲痛を領民にさせた。天朝の恩恵によつて転封を中止して欲しい」と書かれていた。だが、「この農民の転封阻止運動の性格は、藩当局の勸奨・支援により、大庄屋層によつて組織された村役人・上層農民を主体とするものであつた。上京嘆願した農民は村々の上層農民で、上京の路銀をもらい、江戸見物や休息で過ごし、藩の江戸屋敷で酒を馳走(ちそう)になり、手当金を支給されたうえ、藩の役人に付き添われて帰庄(庄内)に帰ること」している。「山形県史」第四巻 P.33)と言われる。

しかし、この転封阻止のための資金の出元は、農民大衆に押し付けられた。寸志金と名付けられた徴収金は、5万4500両に及び大庄屋も驚いた額であり、村役人でも出金要請に返事をしない者が多かった。農民とりわけ小前の上納は遅れた。ところが、「農民からの寸志金調達が進展しなかつた(明治)二年二月から四月にかけて、三万両の大金が庄内藩(庄内藩

外衛は仕方なく、庄内藩当局と相談して、同年6月、5万両の調達を承諾した。だが、新政府は、本間家を庄内藩から引き離し、自らの陣営に組み込もうとの魂胆(こんたん)であつた。6月15日、庄内藩に対し、8月までに磐城(いわき)平(たいら)に移るよう命令した。藩首脳部は平への移転を準備しつつ、他方で本間家と相談して、密かに大隈重信(へい)へ転封取消し工事を計った。本間外衛は6月から何回も面会を求めたが、容易に面会は実現できなかった。7月10日、13回目の訪問でようやく面会が実現した。献金によつて平転封が中止されるかもしれない」との情報をつかむ。7月14日、藩首脳(菅(すげ)実秀(さねひで))は、大隈に文書で5万両の献金を提示した。これで庄内の転封中止・庄内領への復帰は確定的とみられた。

ところが、新政府は7月22日、70万両の献金を条件に藩の庄内復帰を認めるとの通告が出された(転封問題については、「山形県史」第四巻による)。しかし、70万両とは途方もない額であり、新政府の弱い者いじめは露骨であつた。結局、藩は10月5日までようやく70万両の内30万両を献納した。庄内藩は、献金のための寸志金調達を藩士・町人・農民・寺社・医者などに求めた。しかし、藩や特権商人・地主らの力をもつてして、30万両が限界であつた。1870(明治)3年4月28日、残り40万両は免除となつた。

近世において貢租を米穀で上納する代わりに貨幣で行なうことを廃し、すべてを現物納にしたことであつた。とにかく鶴岡藩(庄内藩)の支配よりも苛酷(かこく)であると感じた農民は天狗党を組織し、納税免除、肝煎(きまもり)・大組頭・大庄屋などにかかわる費用免除と帳簿公開、種夫食(たねぶじき)貸米(かしまい)・種子用・食用に貸し出された米(米)の利足(利息)引下げなど一八か条の要求を掲げて酒田山王社(現、酒田市)に大挙打ちよせ、さらに各地で集会をもつた。「山形県の百年」P.33)のである。これに対し、酒田県は村役人たちに厳重な取締りを命ずるとともに、雑税の一部を免除するとした。だが、それでも農民たちの怒りは収まらず、運動を強めた。十月二十八日、川北三郷の農民は日向川新川に集まり、酒田県に再度要求書を提出した。さらに、この統一要求のほかに各郷独自の要求として、戊辰戦争に際し徴収された物品の返還・年貢延納、石代納などを要求して、大庄屋に打ちこわしをかけた。さらに十一月には、川南の余目(あまるめ)・狩川組方面でも石代納・雑税免除・救米(すくいまい)などを要求して余目八幡社に二〇〇人が集まり、大庄屋に打ちこわしをかけた。「山形県史」第四巻 P.33)と言われる。

窮地に立った新政府は、大原重実を知事に任命するとともに、運動の指導者として3人の商人、8人の農民を逮捕した。この弾圧に対して、天狗党は連日酒田に人を集め、逮捕者の釈放を求めた。さらに1870(明治)3年2月24日には、4000人の農民が大庄屋・肝煎に対する打ちこわしを行なうという事態に発展した。民衆の運動が強められる中で、酒田県は雑税免除要求については、調査の上回答するとし、年貢の一部は延納を認めるなどの妥協姿勢を示した。しかし、県は農民たちの要求を全面的に受け入れず、そうかといつて闘争を完全に封じ込めることも出来ないで、1870年9月28日に、第一次酒田県は廃止となつた。「天狗騒動」の特徴は、運動のリーダーが、逮捕された長浜五郎吉(酒田36人衆の間頭)以外が「商人地主・富農・中農」などで、いずれも商品経済の進展のなかで、米納のかわりに時価に換算して貨幣をもつて貢租を上納することを有利とする階層であつたことは、近世中期以降、庄内がすでに米を商品として生産し、その流通機構ができあがっていたことをあきらかに反映している。「山形県の百年」P.33)のであつた。

闘いは、貨幣納が有利な点で、収奪反対の一般農民と利害を共有していたのである。(補論商品経済の発展と郡中議定)を参照) そのときに、いくつもの藩領を統一した山形県が成立し、旧酒田県は山形県の出張所になつたのである。ともに、十二月十六日、各組大庄屋を集め、農民を強く説得するよう指示した。そして、鼠ヶ関騒動の指導者五名を入牢処分するとともに、農

以上が戊辰戦争の処分ともなつて藩領から除かれ、石高は17万石から12万石に減少される。さらに処分は追い打ちをかけるように、同月24日、庄内藩の会津若松への転封が命ぜられた。庄内藩首脳部は、転封阻止の運動を翌年から京都の岩倉具視や三条実美ら有力者に対して行ない、同じように東京でも黒田清隆などにも工作を行なつた。他方、農民の上層では、1869(明治)2年2月中旬ごろから酒田山王社などに集まり、「御永城の御祈禱」の動きが

始まり、2月下旬には農民有志が上京して転封阻止の嘆願運動を開始した。田川・飽海郡百姓総代が提出した嘆願書は、藩主酒井家の治世を讃え、今度の転封は「闇夜に燈火を失った」ような悲痛を領民にさせた。天朝の恩恵によつて転封を中止して欲しい」と書かれていた。だが、「この農民の転封阻止運動の性格は、藩当局の勸奨・支援により、大庄屋層によつて組織された村役人・上層農民を主体とするものであつた。上京嘆願した農民は村々の上層農民で、上京の路銀をもらい、江戸見物や休息で過ごし、藩の江戸屋敷で酒を馳走(ちそう)になり、手当金を支給されたうえ、藩の役人に付き添われて帰庄(庄内)に帰ること」している。「山形県史」第四巻 P.33)と言われる。

しかし、この転封阻止のための資金の出元は、農民大衆に押し付けられた。寸志金と名付けられた徴収金は、5万4500両に及び大庄屋も驚いた額であり、村役人でも出金要請に返事をしない者が多かった。農民とりわけ小前の上納は遅れた。ところが、「農民からの寸志金調達が進展しなかつた(明治)二年二月から四月にかけて、三万両の大金が庄内藩(庄内藩

外衛は仕方なく、庄内藩当局と相談して、同年6月、5万両の調達を承諾した。だが、新政府は、本間家を庄内藩から引き離し、自らの陣営に組み込もうとの魂胆(こんたん)であつた。6月15日、庄内藩に対し、8月までに磐城(いわき)平(たいら)に移るよう命令した。藩首脳部は平への移転を準備しつつ、他方で本間家と相談して、密かに大隈重信(へい)へ転封取消し工事を計った。本間外衛は6月から何回も面会を求めたが、容易に面会は実現できなかった。7月10日、13回目の訪問でようやく面会が実現した。献金によつて平転封が中止されるかもしれない」との情報をつかむ。7月14日、藩首脳(菅(すげ)実秀(さねひで))は、大隈に文書で5万両の献金を提示した。これで庄内の転封中止・庄内領への復帰は確定的とみられた。

ところが、新政府は7月22日、70万両の献金を条件に藩の庄内復帰を認めるとの通告が出された(転封問題については、「山形県史」第四巻による)。しかし、70万両とは途方もない額であり、新政府の弱い者いじめは露骨であつた。結局、藩は10月5日までようやく70万両の内30万両を献納した。庄内藩は、献金のための寸志金調達を藩士・町人・農民・寺社・医者などに求めた。しかし、藩や特権商人・地主らの力をもつてして、30万両が限界であつた。1870(明治)3年4月28日、残り40万両は免除となつた。

近世において貢租を米穀で上納する代わりに貨幣で行なうことを廃し、すべてを現物納にしたことであつた。とにかく鶴岡藩(庄内藩)の支配よりも苛酷(かこく)であると感じた農民は天狗党を組織し、納税免除、肝煎(きまもり)・大組頭・大庄屋などにかかわる費用免除と帳簿公開、種夫食(たねぶじき)貸米(かしまい)・種子用・食用に貸し出された米(米)の利足(利息)引下げなど一八か条の要求を掲げて酒田山王社(現、酒田市)に大挙打ちよせ、さらに各地で集会をもつた。「山形県の百年」P.33)のである。これに対し、酒田県は村役人たちに厳重な取締りを命ずるとともに、雑税の一部を免除するとした。だが、それでも農民たちの怒りは収まらず、運動を強めた。十月二十八日、川北三郷の農民は日向川新川に集まり、酒田県に再度要求書を提出した。さらに、この統一要求のほかに各郷独自の要求として、戊辰戦争に際し徴収された物品の返還・年貢延納、石代納などを要求して、大庄屋に打ちこわしをかけた。さらに十一月には、川南の余目(あまるめ)・狩川組方面でも石代納・雑税免除・救米(すくいまい)などを要求して余目八幡社に二〇〇人が集まり、大庄屋に打ちこわしをかけた。「山形県史」第四巻 P.33)と言われる。

窮地に立った新政府は、大原重実を知事に任命するとともに、運動の指導者として3人の商人、8人の農民を逮捕した。この弾圧に対して、天狗党は連日酒田に人を集め、逮捕者の釈放を求めた。さらに1870(明治)3年2月24日には、4000人の農民が大庄屋・肝煎に対する打ちこわしを行なうという事態に発展した。民衆の運動が強められる中で、酒田県は雑税免除要求については、調査の上回答するとし、年貢の一部は延納を認めるなどの妥協姿勢を示した。しかし、県は農民たちの要求を全面的に受け入れず、そうかといつて闘争を完全に封じ込めることも出来ないで、1870年9月28日に、第一次酒田県は廃止となつた。「天狗騒動」の特徴は、運動のリーダーが、逮捕された長浜五郎吉(酒田36人衆の間頭)以外が「商人地主・富農・中農」などで、いずれも商品経済の進展のなかで、米納のかわりに時価に換算して貨幣をもつて貢租を上納することを有利とする階層であつたことは、近世中期以降、庄内がすでに米を商品として生産し、その流通機構ができあがっていたことをあきらかに反映している。「山形県の百年」P.33)のであつた。

闘いは、貨幣納が有利な点で、収奪反対の一般農民と利害を共有していたのである。(補論商品経済の発展と郡中議定)を参照) そのときに、いくつもの藩領を統一した山形県が成立し、旧酒田県は山形県の出張所になつたのである。ともに、十二月十六日、各組大庄屋を集め、農民を強く説得するよう指示した。そして、鼠ヶ関騒動の指導者五名を入牢処分するとともに、農